

**令和6年度 第6回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議 事 概 要**

日 時：令和6年12月12日(木)13時30分～16時00分
場 所：大阪府庁本館5階 共用会議室(WEB 会議システム併用)
出 席 者：増田委員(部会長)、平井委員、佐久間委員、畑委員

1 開 会

2 議事概要

議題1 「みどりづくり活動助成事業」の審査について【非公開】

申請のあった1件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、以下の審査基準に基づき、項目ごとに20点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 緑化を行う施設の役割や、緑化活動に必要な機能が十分に発揮できる内容となっているか。
- ② 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができているか。
- ③ 地域住民の協働による緑化活動となっているか。緑化活動を通じた地域の交流が計画されているか。
- ④ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ⑤ 整備・管理費用について十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか。

各審査委員の評価点(上記①～⑤の評価点合計)の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。また、評価点の下限值(評価点合計の平均値60点)を定め、その点数に満たないものは採択しないものとする。(今回は申請件数が1件のみであったため、順位付けは実施せず)

審査の結果、評価点の下限值以上であり、採択することが妥当と判断した。

議題2 「おおさか優良緑化賞」の選考について【非公開】

応募のあった施設について、大規模部門・小規模部門ごとに事務局から緑化概要を説明し、以下の選考基準に基づき、評価を実施した。

【選考基準(大規模部門)】

- ① 緑量：義務緑化面積の概ね2割を超える緑地が確保され、視覚効果の高い緑化が行われているもの
- ② 公益性：周辺環境との調和や敷地外部への貢献など、公益性の高い緑化が行なわれているもの
- ③ 配置・デザイン性：スペースの利用、配置やデザインに工夫された緑化が行なわれているもの

- ④ 緑化技術:新技術の導入や技術面の工夫がされた緑化が行なわれているもの
 - ⑤ 維持管理:適切に維持管理されているもの
 - ⑥ 生物多様性:生物多様性に配慮した緑化が行われているもの
- ※①～⑤は各20点、⑥は100点

【選考基準(小規模部門)】

- ①緑量感:視覚的な緑量が確保されているもの
 - ②公益性:周辺環境との調和や敷地外部への貢献など、公益性の高い緑化が行われているもの
 - ③配置・デザイン性:スペースの利用、配置やデザインに工夫された緑化が行なわれているもの
 - ④維持管理:適切に維持管理されているもの
- ※①～④各5点

大規模部門については、各委員の評価点の合計点数(上記①～⑤の評価点合計)の平均値により順位付けを行い、評価点及び順位を踏まえ、奨励賞以上とするものを選考し、その中から大阪府知事賞を選考した。奨励賞以上として選考したものについて、上記⑥生物多様性の評価点により順位付けを行った上で、生物多様性賞を選考した。

小規模部門については、各委員の評価点の合計点数により奨励賞以上とするものを選考し、その中から大阪府知事賞を選考した。

選考の結果、大規模部門については、特に優れた取組みが行われている施設として3件を大阪府知事賞、それに準ずる取組みを行った施設として5件を奨励賞とし、生物多様性に配慮した取組みを行っている3件を生物多様性賞、小規模部門については、1件を奨励賞とすることが妥当と判断した。

3 閉 会